

34. 戦後ビルマにおける森林開発の動向

九州大学農学部 篠原武夫
塩谷勉

戦前の東南アジア植民地は、低価格の木材を多量に供給する原木供給基地であったが、戦後は森林をとりまく生産関係が大きく変化し、戦前のように植民地を宗主国資本が自由に支配していた「よき日」は、もはや過去のものとなった。この小論の中心的課題は、植民地独立後に東南アジアの森林をとりまく生産関係がどのように変化し、そして森林開発がどのように進められているかについて、ビルマを対象として考察したものである。

1 イギリスを主とする欧米諸国の東南アジア植民地も、19~20世紀にかけて台頭してきた植民地ナショナリズムの激しい反発を受けることになった。第2次大戦を契機としてそれが一段と高揚し、国際情勢の変動と結びついて、大戦後はつぎつぎと独立するにいたった。

ビルマも1948年に、1世紀にわたるイギリス支配から解放され、自由な独立共和国となった。ビルマ建国の基本方針は1947年制定のビルマ連邦憲法によって規定されて、社会主義的体制をとることとなり、国土の67%を占める森林は国有化された。憲法第44条および第219条では重要産業の国有化を規定している。その第44条(2項)にはすべての連邦内の天然資源の開発は、国家もしくは国民の協同組合組織によって行なわれなければならないこと、第219条の前文にはすべての木材採伐地および鉱区、森林などといった天然資源は、連邦により採取開発されることが規定されており、独立後の森林開発が社会主義の方針によって行なわれていることがうかがえる。

またビルマ連邦憲法はビルマの外資導入法に関する基本法でもある。外資の出資制限は40%以下におさえられ、それは年限付で国有化する方向にある³⁾。ビルマは「自国資源の自国資本と技術による工業化」を強く主張しているため⁴⁾、外資による森林開発は極めて困難な状態にあり、現在のところ先進諸国の資本導入による森林開発はみられないようである。

2 戦後のビルマ森林開発の担い手は国家機関である国营木材庁(STB)と山林局によって行なわれている。木材庁はチーク林業に関する植樹から販売にいたるまでの独占的公企業体である。山林局はチーク林以外の森林の管理経営を行なっている。ビルマの森林

開発(主にチーク林)は戦前と同様に採取的森林開発が支配的で、育成的な面はおろそかにされている。

つぎにその採取的森林開発についてのべよう。戦前と比較して、戦後は木材生産高が総体的に減少している。戦前のイギリス開発資本による1936-41年平均のチーク材生産は約45万トンであったが、独立後の民族資本による1950-51年の生産は約13万トンに急減し、その後は漸増して1955-56年に約17万トン、さらに1958-59年には約24万トンとなった⁷⁾。木材生産過程の中で国内民間資本(許可制)による生産もわずかにみられるが、STBが生産の主体的役割を果している。

育成的森林開発は戦前においても天然更新と幼苗樹法による人工更新がなされた記録はあるが、それがイギリスの資源掠奪的植民地政策下でどの程度の規模であったかは明らかでない。戦後は民族経済発展の必要性から、国策上育成的森林開発が強調されることになり、造林や年次計画による不良林分の改善が行なわれるようになった⁹⁾。しかし、その育成活動の進歩の度合は表に示すように微々たるものである。この表から特長として知られるのは、天然更新による森林造成が主体をなしていることである。

(表) ビルマの造林面積 単位: ha

年次	人工造林	天然更新	計
1961	600	1,600	2,200
1962	800	2,400	3,200
1963	1,000	4,000	5,000
1964	1,200	6,000	7,200

3 戦前のビルマにおける森林開発は、森林の所有主体であるビルマ民族国家の自由な意志のもとついで遂行されている。このことによってこれまでの外国資本によって収奪されたビルマの森林資源は自国の経済開発に大きく貢献しうようになった。しかし、独立後の採取的ないし育成的森林開発はむしろ停滞の状態にある。それは戦前にもたらされたイギリス植民地下の資源収奪政策にも大きく起因しているが、基本的にはビルマ経済の貧困のために開発資本が不足していることによるものといえよう。

文 献

- 1) 大和田啓気編：アジアの土地改革、昭37、191頁。
- 2) アジア協会：アジアの外資導入受入体制、昭32、24～25頁。
- 3) 萩野敏雄：南洋材経済史論、昭36 17頁。
- 4) 家具マンスリー、昭37(9月)、10頁。
- 5) アジアの統計(Ⅱ)昭37、38頁。
- 6) 1955年度

ビルマの経済白書、23頁。7) 木材資源基礎調査報告書、昭36。8) 高山慶太郎：チークの話、昭18、133頁。

9) EAO: Special National Progress Report For Burma On Reconsideration Of Trends In Wood Supplies And Requirements for 1960—61、9頁。

35. 山村における婦人労働と生活構造に関する研究 (1)

— 課題と方法 —

九州大学農学部 瓜 生 恵 美 子

1. はじめに

昨年報告した¹⁾「山村農林業における婦人労働の位置」の中において、福岡県矢部村のA、B、2つの部落の報告を行なったが、この中で、2部落間において婦人労働の実態が大きく異なっていることを明らかにした。この原因はAの部落においては、焼畑を中心とする、自給畑作農業の、人工林への転化(部落有林野の分割一村外山林地主への集中)により、出稼賃労働を主体とする経済構造にかわり、婦人の労働も自給食糧の確保と、育林労働を中心とする賃労働者となっている。またB部落においては、小規模とはいえ、山林(主として人工林)の所有があり、耕作面積も比較的多く、山林からの所得と農業収入によって安定した生活を営み、婦人の労働も自家農業のみで賃労働はみられなかった。

この2つの部落の場合、婦人労働を量の面からみた場合大差はないが、その質的な面からみれば大きな差異があると思われる。

このことは、婦人労働や婦人の地位が、2つの部落の部落構造、とくに経済構造によって大きく規定されることを示している。

2. 研究の課題

一般に山村(部落)の林野利用および経済発展との関係によって、婦人労働の社会的な在り方に差を生じ、その発展過程によって婦人労働の質が変化してであろうと考えられる。

婦人の地位(主婦権)は、自然経済下においては、家族の衣食、すなわち糸をつむぎ、布を織り、着物として家族に与える主婦の労働、食にあっては、焼畑はもとより常畑でも主婦の支配下にあるという。まして

このような畑作労働につながる、加工、製粉などを含める毎食の世話など、婦人労働を通じて、家の家父長に対して平等、あるいはむしろ強かったのではないだろうか。

このように婦人労働を考える場合、山村(部落)の経済構造、社会構造の変化に対応して、どのように婦人労働が変化したかを論究することは、現在の時点にたつて、山村の婦人労働の問題を研究していく場合、欠くべからざる意味をもっている。

しかし、いままでの多くの山村の経済、社会構造の発展過程の研究においては、主として家と部落の関係に重点がおかれ婦人労働は家に包含された事項としてことさらに顧みられることはなかった。

また、部落と家との関係²⁾にしても、部落構造を地頭型、同族型、組結合型など諸類型化³⁾が行なわれ、成立過程との関係で分析がなされているが、部落と家との関係は、部落と家を代表する家父長との関係でしかとりあげられていないので、部落共同体における婦人集団の位置づけなど、明らかにする必要があると思われる。

山村の家族は一般に都市の家族とは異なり単なる扶養集団ではなく、生産集団としての機能を有するため生活面でも特殊性をもってくる。したがって生産を維持し発展させるための家父長制による統制力を強めることになる。その家父長制に対しては、家長型家族、無家長型家族⁴⁾の2つの基本的な類型化⁵⁾がされるなどの研究が行なわれている。しかし家父長と対比される主婦の地位については、「しゃくし渡し」「しゃもじ渡し」などのように、民俗学の立場からある程度明らかにされているが、経済構造、社会構造との関係については論究が行なわれていない。